

# みよし市奨学金

新規

## 1 支給の目的

経済的な理由により修学困難な学生及び生徒について、その学業に必要な資金を支給することにより、教育の機会均等及び有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

## 2 支給対象者及び支給要件

令和5(2023)年4月に高等学校及び大学又はこれと同程度の学校に入学予定もしくは在学中の方で、次の(1)～(3)のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 成績優秀及び品行方正な学生及び生徒である者(5段階評価で平均3.5以上)
- (2) 下記の所得要件のいずれかに該当する者

**ア 世帯全員の当該年度市民税所得割額が77,101円未満の者(新要件)**

イ 世帯全員の当該年度市県民税が非課税である者もしくは均等割のみ課税されている者

ウ 生活保護を受給している世帯の者

- (3) みよし市に継続して1年以上居住する者の子及びこれに準ずる者

## 3 奨学金の額(返還義務はありません)

奨学金は、7月・11月・3月に前4か月分を申請者本人又は保証人に振込にて支給します。

○ 高校生 月額 8,000円      ○ 大学生 月額 12,000円

## 4 支給期間

奨学生に認定されてから、奨学生が現に在学する学校の正規の修学期間を修了するまで

※ただし、上記の期間中に継続して奨学金の支給を希望する場合は、毎年度末に下記 5(3)(5)

(6)の書類を提出する必要があります。提出された書類により支給要件を全て満たしていない場合は支給が取消しとなります。

## 5 申請手続き

次の(1)～(7)の書類をみよし市教育委員会教育行政課へ提出してください。

(1) みよし市奨学金支給申請書(様式第1号)

(2) 奨学生推薦書(様式第2号)

※令和4(2022)年度末に在籍している学校に作成を依頼してください。

(3) 学業成績表(令和4(2022)年度末の通知表または成績証明書の写し)

※大学生等の方で、学業成績証明書等に受講年度の記載がない場合は、講座受講登録システム等から出力した別紙等、各年度全ての履修科目が確認できるものを添えて提出してください。

(4) 履歴書(様式第3号)

(5) 家庭等状況調書(様式第4号)

(6) 世帯全員の住民票(続柄・世帯主の記載されたもの)の原本

(7) 1月1日時点に、奨学生の同一世帯の構成員以外で主たる生計維持者がいる場合、別途前年中の所得が分かる書類(在住の自治体又は所属企業等が発行したもの)を提出してください。

※ 様式第1～4号は令和5(2023)年3月1日(水)から教育行政課窓口にて配布します。

※ 教育行政課のHPからもダウンロードが可能です。

## 6 申請期間

令和5(2023)年3月1日(水)から令和5(2023)年3月31日(金)まで

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

【問い合わせ先】 みよし市教育委員会 教育行政課 ☎0561-32-8028

